

英国における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協			・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
14 税制	日機輸	(1)	支払利息損金算入制限の複雑な計算	・英国で導入された新たな支払利息の損金算入制限において、一定の多国籍企業に対して、英国のグループ会社における支払利息の損金算入額がグループ全体の純支払利息よりも大きい場合は、その超過額の損金算入を認めない規定となっている。グループ全体の純支払利息の計算は複雑であり、また金融事業を営む会社も含めて計算を行う必要があるため、実務対応が困難である。	・グループ全世界の支払利息を対象とした損金算入制限の廃止を要望する。難しい場合には、金融サービス事業の支払利息を計算から除外するなど、制度の簡素化をお願いしたい。	
16 雇用	日機輸	(1)	VISAの取得・延長	・入国手続(書類審査、Entry Clearance発行等)はフィリピンにて実施されているが、書類の郵送に時間が取られる上、審査所要期間がまちまちであり、駐在員の赴任日設定に支障が生じている。 (継続)	・東京での書類審査手続の実施。 ・必要書類、内容の明確化。	・入国管理法  ・入国管理法 ・英国移民法   ・Tier2 VISA   ・査証制度の運用
	日機輸 電線工			・VISA(Tier-2 ICT)延長できる期間が最大5年、年収12万ポンド以上で最長9年であるが、ポジションや職種によっては5年以上の長い滞在が必要なケースも考えられるため、年収基準を撤廃願いたい。そもそも企業内転勤で滞在し、身元保証されている駐在員に対して、期間制限を設けるのは両国にとって理にかなわない。 (継続)	・年収制限の撤廃。 ・延長基準の緩和。	
	自動部品			・現在のTier-2 ICTは、その滞在期間が2011年より基本的に最長5年となっており、給与による緩和条項はあるものの、要求レベルが高く、製造で要求されるマネージャー、エンジニアレベルでは意味がないものとなっており、英国での経験を有効に活用できていない。 (継続)	・最長滞在可能時間の延長。	
	日機輸			・日本人駐在員のビザ取得条件が年々厳格化しており、取得に係る手間、費用も増している。	・英国への人の移動に過度な制限をかけないようにしていただきたい。	
	日機輸			(2)	イミグレーション制度の頻繁な変更	
日機輸	(3)	事業譲渡に伴う雇用継続義務	・事業譲渡を行う法人の従業員を、事業譲受する法人が継続雇用する義務があるため、生産性の高いオペレーションの提供、投資および外国企業進出の足かせになっている。 (継続)	・TUPE 撤廃。条件の緩和。	・Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国)2001/23/EC	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(4)	現代奴隷法施行による実務的負担	・同法の対象となる企業の範囲等が完全に明確になったわけではないが、基準は概ね示された(改善点)。 同法で対応を求められている、サプライチェーンにおいて奴隷労働が存在していないこと等を公表するStatementの作成及びそのための調査、社員教育に必要な追加実務は継続的に発生。 毎年上記Statementの公表が必要となるが、過年度Statementの公表方法のガイドラインが示されたことは評価できる(改善点)。 (内容・要望ともに変更)	・社員の啓蒙教育に資するツールやガイドラインを継続的に提供してほしい。	・The Modern Slavery Act 2015
	自動部品	(5)	最低賃金引上げ	・物価レベル、Living Wageを考慮し、設定される最低賃金は、EU他国との比較で非常に高いレベルにあり、高騰している。人に頼る工程が多い製造では、競争力が保てず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。 (継続、要望追加)	・物価抑制経済政策。 ・最低賃金上昇抑制。	・最低賃金法
	自動部品	(6)	技術者の不足	・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足し大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションの運営を困難としている。 (継続)	・技術者の養成/育成と企業へのサポートの強化(特に教育・訓練)。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	優先権証明書提出の負担が大きい	・現在はデジタルアクセスコードを英国特許庁に提出することで優先権証明書の提出は不要だが、PDXの制度の導入は引き続き希望したい。 (変更)	・JPOとUSPTO間で行っているPDXの制度を導入することを希望する。	・英国特許規則8
	日機輸	(2)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	
26 その他	自動部品 電線工 電線工 電線工 日機輸	(1)	EU離脱問題	・英国のEU離脱に当たり、特にEUとの間での関税の設置、EU移民に対する方向性が見定められず、中期的な経営戦略が全く立てられない状況となっている。 (継続) ・英国の離脱問題は、見通しが立たず、英国拠点の全部または一部機能の大陸移転内容・時期が定まらない。 (継続) ・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。 (継続) ・英国政府によるEU離脱の道筋がいまだはっきりせず、どのような準備をすべきか手探り状態である。英国政府による早急な方向性の提示が待たれる。	・英国/EU間交渉情報の公開。  ・英国とEU、英国と日本他との貿易に関するルール等の早期決定。  ・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。 ・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	製薬協	(2)	Brexitの税制への影響	・Brexitに関する国民投票から1年以上経過したが、未だに関税・源泉税・付加価値税等の税制をはじめとした英国とEUの関係性の行方が不透明な状況であり、対応に苦慮している。	・不確実性を排除するために、出来るだけ早い合意を望む。	
	日機輸	(3)	Brexitによる人員移動制限の懸念	・Brexitにより欧州大陸との人員の移動が制限されることが懸念される。	・英国への人の移動に過度な制限をかけないようにしていただきたい。	